

# つくば市との公共交通政策の格差、土浦市内のコミュニティ交通の充実を質問



井上圭一 市議会議員

## 県も公共交通の必要性を認める

9月議会で井上圭一議員は土浦市の公共交通政策について質問しました。

井上議員は、質問の根拠として茨城県がホームページに掲載している「いばらきの公共交通」（県公共交通活性化会議）を紹介。茨城県公共交通活性化会議は、「今後の高齢社会の進行や活力あるまちづくり、環境保全などに適切に対応していくため、公共交通は極めて有効な手段であり、その維持確保を図る必要性は、これまで以上に高まっている」としています。また、「自家用車などの移動手段を持たない高齢者や児童・生徒などに対しても『移動の公平性確保』に対応することは必要だ」としています。

## つくば市との格差拡大

その上で、井上議員は、つくば市では「つくバス」と「つくタク」に補助金と人件費3億3,200万円（平成26年度）を投入しているのに対して、土浦市では「キララちゃんバス」と「のりあいタクシー」に約4,000万円しか計上しておらず、相当の格差があるのではないかと指摘しました。

さらに、井上議員はコミュニティバスの拡充について質問。市は交通空白地域、不便地域の解消を図るために、コミュニティバスを導入すれば7割を公的資金で支えるというが、実質は市民に

運営委員会を丸投げであり、結局、運営委員になってくれる人はおらず、コミュニティバスの運行は永遠に見通せない、質しました。

とは思わない」と答弁がありました。

## 税負担の公平性からも問題

また、キララちゃんバスへの補助金総額は13年間で3億1,200万円、キララちゃんバスのない地域への補助金はゼロ。税負担の公平性の原則から逸脱しているのではないかと質問しました。

井上議員は、「のりあいタクシー土浦」と、つくば市の「つくタク」についても比較した上で、のりあいタクシー土浦の年齢制限の撤廃、料金の引き下げなどについても質問しました。市長からは「真剣に考えていく」という答弁がありましたが、都市整備部長からは「つくば市と格差がある

## つくば市の「つくバス」と土浦市の「キララちゃんバス」の比較

	つくバス	キララちゃんバス
路線数	7×2(上り・下り) 旧町村全域	3×2(左回り・右回り) 中心市街地のみ
1日の便数	610便	42便
運賃	200円～400円 (高齢者・障害者・小児半額)	150円(障害者・小児80円)

つくバス(写真左)とキララちゃんバス(右)



## つくば市の「つくタク」と土浦市の「のりあいタクシー」の比較

	つくタク	のりあいタクシー土浦
予約	乗車の30分前まで	乗車の1時間前まで
対象	誰でもOK	65歳以上の高齢者のみ
運賃	地区内300円(高齢者・障害者・小児半額)	地区内600円
年会費	無し	13000円(市から11000円の補助)

## 旧協同病院(農村健康管理センター)跡に内科診療所 12月オープン

久松議員は9月議会で旧協同病院跡に内科・小児科・整形外科の診療所を開設する問題について質問しました。質問に先立って開かれた全員協議会に市長から「内科を先行して12



月に開設する旨の報告が病院側からあった」ことが報告されました。また、9月29日に病院の取り壊し説明

会が行われました。それによると、西棟・東棟は平成30年12月までに解体されます。旧がん病棟は介護老人保健施設として活用されます。救急センターも売却され、その1階部分で診療所が開設されます。その時期は解体後の平成31年あたりと思われる。

## 土浦駅・市庁舎周辺、荒川沖駅近辺の路上喫煙禁止の措置を求める市民からの陳情書を不採択

### 久松議員は採択を求めて反対討論

久松議員は討論で次のように述べました。今年8月、国立がんセンターを中心とする研究



土浦駅西口の喫煙所

班が受動喫煙の肺がんのリスクは受動喫煙のない人の1.3倍と発表。2020年には東京オリンピック。IOCは「たばこのない五輪」を掲げている。これまで五輪会場は全面禁煙化とし、たばこ業者が五輪スポンサーとなることを拒否。小池百合子東京都知事は、たばこの受動喫煙防止について「何らかの制度を主催都市の責任でやるべきだ」と発言。「土浦けんこう21」は禁煙・受動喫煙防止に努めると述べている。受動喫煙防止は国際的にも国内的にも大きな流れとなっている。つくば市はつくば駅、研究学園駅付近は路上喫煙禁止とし、違反者には2,000円の過料を科している。このような措置は全国の主要都市で広がっている。この陳情は採択とすべきだ。

## 家族従事者の働き分の支払給与を必要経費と認めない所得税法56条見直し意見書の提出を求める請願 賛成多数で採択

この請願は土浦民主商工会婦人部から6月議会に提出されたものです。6月議会では継続審査となり、9月議会では総務委員会でも全会一致で採択。本会議では15対11の賛成多数で採択されました。これはつくばみらい市、石岡市に次いで県内では3番目。

所得税法56条には「事業者の配偶者とその親族が従事した時、その労賃を必要経費に算入しない」という条項があります。このことにより家族従業者の働き分(自家労賃)を必要経費として認められていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者は86万円、家族は50万円の控除が認められているのみで、最低賃金にも達していません。道理に合わないこの「所得税法56条は見直しを」という運動が全国的に展開されています。本会議での採決に当たり、公明党の荒井武議員が反対討論に立ち「公明党としては反対だ」と述べました。